

仙 台 市 介 護 保 険 審 議 会

地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第6回会議）議事録

日時：平成28年9月27日（火）18:30～

場所：市役所本庁舎6階 第1会議室

<出席者>

【委員】

五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員

鈴木久雄委員、土井勝幸委員

以上6名、五十音順

(阿部一彦委員、小坂浩之委員、田口美之委員 欠席)

【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、木村介護予防推進室長

大浦介護保険課長、大友高齢企画課施設係長、石川介護保険課管理係長

伊藤介護保険課介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長

佐藤介護保険課指導第二係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 報告

- (1) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)(参考資料1-1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)及び地域密着型特別養護老人ホーム事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 事前協議事業者の辞退について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料4)
- (5) 他市町村の事業者の指定について(資料5)
- (6) 施設の整備状況について(資料6) (参考資料6-1)

事務局より説明

小笠原委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

草刈委員：事前協議事業者の辞退について、一部の地域住民の賛同を得ることができなかつたとあるが、具体的にどのような点で住民の賛同を得られなかつたのか。

大友係長：事業者は住民説明会を4回開催し、仙台市職員も立ち会い説明を行つてはいたが、近隣の住民からは施設の整備について賛同を得るには至らなかつた。

草刈委員：例えば、騒音の問題や認知症の利用者に対する不安など、具体的な理由はあるのか。

大友係長：認知症に対する不安や施設が建つことにより雨水が周辺住宅に流れる可能性があるなど、複数の要因により賛同を得ることができなかつた。

板橋委員：他市町村の事業者の指定理由について、指定前は要支援認定で利用していたと記載があるが、要支援認定の方は指定がなくても利用が可能なのか。

大友係長：地域密着型通所介護事業所について、要介護認定の方は保険者となっている市町村の事業所しか利用できないため、要支援認定者から要介護認定に変わった時点で、他市町村の地域密着型通所介護の利用ができなくなるが、長年同じ事業所を利用していた経緯や本人が当該事業所の継続利用を希望していることから、市町村間で協議の上、指定を行つた。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料7）（参考資料7-1～7-4）

事務局より説明

草刈委員：今回の指定にあたつて、ハザードマップをもとに協議やチェックを行つてはいるのか。今回指定する事業所の中に、山に近い事業所があるが土砂災害の危険性はないのか。

下山田課長：ご指摘いただいた事業所については、ハザードマップ上の土砂災害警戒区域でないことを確認している。なお、万が一事業予定地がハザードマップ上の災害危険区域に入っていたとしても、それをもって施設を整備してはいけないということではない。今般の岩手県における被害等を踏まえ、想定される災害に対して、ソフト面とハード面からの対策を事業者と入念に協議を行つた上で、整備を行つていく予定である。

草刈委員：仙台市で作成しているハザードマップ上で災害危険区域と指定している場所に、施設が立つこともありうるということか。

下山田課長：そのとおりである。現在ハザードマップ上の災害危険区域内で運営している事業所もある。

草刈委員：土井委員が所属している施設の中でハザードマップの確認はしているのか。

土井委員：施設内ではハザードマップの確認をしているが、宮城県老人保健施設連絡協議会全体でハザードマップの確認は行っていない。ただし、今回のお話を受けて、

宮城県老人保健施設連絡協議会に提案を行わないといけないと考えている。参考とさせていただく。

土井委員：今回指定を行う看護小規模多機能型居宅介護事業者の人員について、人員基準は満たしているが、実際に運営を行うにあたっては職員数が少ないと感じている。開設時から当面はこの人員で運営するという認識でよいか。

大友係長：人員基準は満たしているため、開設時はこの人員で運営していただく。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料8）（参考資料8-1）

事務局より説明

五十嵐委員：過去の実地指導の改善指示事項について、アセスメントが不十分との指摘があるが、具体的にどのように不十分だったのか。アセスメントは非常に重要であるため、詳しくお伺いしたい。

佐藤係長：一定程度のアセスメントがされていることは確認できたが、利用者の心身の状況に関するアセスメントの項目が少なく不十分であった。認知症等の病気や内面的な情報が少なかったため、適切な介護計画を作成するにあたっては、利用者の心身面に関するアセスメントを徹底するように改善指示を行った。

五十嵐委員：すでに改善されているか。

佐藤係長：改善されたことを確認している。

鈴木委員：過去の実地指導について、他の事業者でも改善指示事項があげられているが、全て改善されているのか。

佐藤係長：今回の指摘事項については、改善されたことを確認している。

鈴木委員：人員基準を下回っているという指摘があるが、昨今、介護職員が不足しているという話も聞いているので、十分注意して指導していただきたい。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

(3) 認知症対応型共同生活介護整備事業の応募状況及び選定について（資料9）（参考資料9-1）

事務局より説明

土井委員：すでにグループホームが複数整備されている中学校区に応募があるが、このような充足されつつあると見受けられる地域に指定を行うことはあるのか。

下山田課長：今回の事業者選定にあたっては、高齢者人口に比して施設定員数が少ない中学校区に配慮しながら、より本市の事業目的等を達成できる事業者を選定する

こととしている。結論としては、同じ中学校区に2つ選定される可能性もあるが、前述した視点や資料にある選定基準に照らしながら、審査委員に審査をしていただく。

土井委員：認知症の方が多い地域や医療的ケアの必要がある方が多い地域など、地域診断を踏まえながら選定を行う方法があつても良いと考えていた。現実的に可能かわからないが、今後検討いただきたい。

下山田課長：ご意見を踏まえて、今後検討していきたい。

板橋委員：ほとんどの事業者が防災に関する取り組みを記載していたが、防犯の取り組みについてはほとんど記載がなかった。先日の障害者施設の殺傷事件もあり、運営側としては防犯について考えていかなければならない。選定を行う際には、防犯に関する意見もヒアリングしていただきたい。

下山田課長：事業者とのヒアリング等の場があるので、ご指摘いただいた点についても確認したいと考えている。

板橋委員：低所得者や生活保護者を受け入れるとの計画もあるが、この計画が絵に描いた餅にならないように、選定後も指導や監査の際に確認していただきたい。

下山田課長：ご意見を踏まえ、開所前にもしっかりと確認していきたい。

五十嵐委員：損益計算書の工事原価について、記載している事業者と記載していない事業者があるが、これにはどのような勘定科目を入れているのか。

大友係長：事業者から提出された過去の決算資料を提示しており、工事原価の有無については事業者により異なっていると思われる。

五十嵐委員：営業利益が赤字の事業者があり、営業外収益で結果的に黒字になっているが、一般的には財務諸表を見るときに営業利益を見て事業が上手くいっているかを判断するので、ヒアリング等でしっかりと確認していただきたい。

下山田課長：営業利益等の財務諸表のご指摘について、ヒアリング等で確認していきたい。また、勘定科目について、株式会社や社会福祉法人等の法人形態によって様々な収益や費用の項目があり、統一の様式に記載するのは難しいということもある。

五十嵐委員：では、工事原価がない事業者についても、福祉関係事業の材料費や外注費等の原価が発生しているという認識でよろしいか。

會田部長：事業者の本業によつても、収益や費用の捉え方が異なるため、統一するのは難しい面もあると考えるが、ご指摘いただいた内容も踏まえ、公認会計士と協議の上、今後に向け検討していきたい。

鈴木委員：損益計算書の中で、営業利益が赤字で、営業外収益で利益をあげている事業者があるが、営業外利益の内容を確認していただきたい。そのような事業者は、介護事業で利益が出ておらず、他の事業で利益を出して、介護事業に補填して

いるという見方ができるため、橋渡の経営であるとも考えられる。

會田部長：事業所を整備していただくことが目的ではなく、その後に永続的に運営していくことが大事である。ご指摘頂いた点もしっかり審査をしていく。

鈴木委員：最近は台風により全国的に被害も出ているため、非常災害対策について十分注意して取り組んでいただきたい。

會田部長：これまで非常災害対策というと私どもも事業者も地震や火災を中心としてマニュアルや訓練等の対策を行ってきたのが現状である。今後は、その他の自然災害対策についても、意識を高める必要がある。また、事業予定地の立地条件に即した災害対策について、事業者の考え方等を確認していく。

板橋委員：事業継続計画（B C P）とは、どのようなものか。

下山田課長：事業継続計画とは、大規模災害が発生した場合においても、通常業務としてやらなければならない業務を継続して実施するための計画である。

小笠原委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

（異議等なし）

4. その他

小笠原委員長：委員から質問や意見はあるか。

五十嵐委員：先日、ニュースで未届の有料老人ホームについて取り上げられており、自治体があまり把握できていないとの報道であったが、仙台市での把握状況や認識について伺いたい。

下山田課長：食事の提供、入浴の介護等のいずれか1つ以上提供する場合には、老人福祉法に基づき、有料老人ホームとして届出の義務がある。仙台市では、そのようなサービスを提供している可能性がある施設を市内で24か所把握している。その24か所について、有料老人ホームに該当するか否かを、文書での照会や訪問により調査を実施しているところである。

草刈委員：法人の財務面の審査について、基準省令や解釈通知では定義されていないが、公認会計士と協議して、審査の基準やラインを決めた方がいいのではないか。応募している会社の規模も様々であるため、公認会計士の方に決めていただいた判断基準を参考にさせていただけだと、次の選定に非常に役立つ。

土井委員：定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業について、広いエリアにサービス提供を行っている事業所もあるが、実際にサービス提供はできているのか。資料に記載のある拠点から概ね30分圏内ということでサービス提供しているのか。

會田部長：サテライト事業所を設置してサービス提供をしている事業所もある。概ね30分でサービス提供ができるかを確認し、その上でサテライト拠点の設置等も相談しているところである。

小笠原委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明